

# 個人情報紛失連続発生及び再発防止策について

## 1. 概要

本年3月以降、短期間のうちに2度にわたり、当院職員が個人情報を紛失する事案が発生した。このことに伴い、個人情報管理を徹底し、新たな再発防止策を講じるものとする。

## 2. 発生事案

- ① 本年3月30日、医療安全管理室職員が、氏名や患者IDなどの患者情報が記載された手帳を紛失したことによる個人情報紛失事案が発生した。
- ② 本年5月29日、リハビリテーション科職員が、氏名や年齢などが書かれた手帳を紛失したことによる個人情報紛失事案が発生した。

## 3. 処分等

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」及び同法第34条第2項「秘密を守る義務」違反であり、地方公務員法第29条第1項第2号に該当することから、事実関係を精査し厳正な処分を行った。

## 4. これまでの対応について

最初の個人情報紛失事案発生後、速やかに事故の再発防止について当院全職員に対し文書にて通達し、併せて様々な会議の場で注意啓発を実施し、公務員としての責務や個人情報保護等に関する意識の徹底を図ってきた。

## 5. 今後の対応（再発防止）について

業務遂行上、個人情報を記載した手帳等を携帯することが医療事故防止上不可欠な職種があることは認識している。そのことを踏まえ、個人情報の管理をさらに厳重に行うよう職員に通達すると同時に、ストラップ等により物理的な落下防止策を講じる。また、個人情報に係る部分について、他者に識別不能となるような策を早急に実施しながら、当院職員で構成する個人情報保護委員会において、院内全体としての具体策を検討する。

今後、このような信用失墜行為が起きないように、服務規程と法令遵守の徹底を図るなど、信頼の回復に向け、綱紀粛正に努める。